小樽中央バスケットボールクラブ規約

（名称及び所在地）
第１条
本クラブは小樽中央バスケットボールクラブと称し、事務局を代表宅に置く。

（活動目的）
第２条
1） バスケットボールの練習を通して、部員が健康な生活を営む基盤となる体力の向上をはかる。
2） バスケットボールの技術を習得するなかで、競技に対する興味・関心を高め、同時に礼儀、忍耐、努力、協力、公正等のスポーツマン精神を養う。

（クラブ員）
第３条
本クラブは原則として小樽市内在住の心身ともに健康な小学生・中学生及び一般によって構成する。
第４条
本クラブの趣旨に賛同し、且つ入部を希望するものは所定の用紙に保護者の署名捺印のうえ、必要事項を記入し、クラブ代表に提出したのちクラブ員となる。
第５条
部員のクラブ在籍中、保護者は当クラブのサポート組織である「小樽中央バスケットボールクラブ父母会」に加入していることを原則とする。

（退部措置）
第６条
クラブ代表は規律・風紀を乱す部員及び本クラブに対し著しく不利益を与えると判断した部員に対して退部措置を講ずることができる。

（組織）
第７条
本クラブには以下の役員を置くものとする
1） 代表　　１名
ⅰ）クラブ全体の運営・指導方法等について、活動目的・チーム方針との相違（ズレ）を常に厳格に観察し、正しい方向性を示していかなければいけない。
ⅱ）本クラブの代表として、連盟や他団体との連携をはかり、クラブの諸活動の決定及び「小樽中央バスケットボールクラブ父母会」との連絡・調整を行う。ただし、指導者に任務の一部

を委任することができる。
ⅲ）監督・コーチ・スタッフの任命・解任の権限を持つ
2）監督　　1名
クラブ員の練習及び試合の指導、練習計画及び練習日程についての調整を行う。
3）コーチ　若干名
本クラブの趣旨に基づき、クラブ員の指導・育成を行う。
監督不在の際には監督代理として監督職務を代行する。
4）スタッフ　若干名
活動のサポートをする。

上記いずれの役員も「小樽中央バスケットボール父母会」全会員の4分の3以上賛同による「辞職勧告決議」が示された場合、速やかに辞職しなければならない。
代表不在（辞職等）の場合は「小樽中央バスケットボール父母会」が推薦する者を新代表として任命する。

（会計）
第8条
会費は「小樽中央バスケットボールクラブ父母会」が負担する。透明性を保つため、会計担当者は「小樽中央バスケットボールクラブ父母会」会員より選出されることが望ましい。
（傷害）
第9条
1）クラブ員はスポーツ傷害保険に加入し、クラブ活動中に傷害等が発生した場合は、この保険にて補償する。クラブは傷害等に対し、賠償及び一切の責任を負うことはないものとする。保険料は年度始めに徴収する。
2）クラブ活動及び移動中等に事故が発生した場合には、クラブ員本人及び保護者の責任において処理するものとし、指導者・関係者等のみに責任を帰することは認めない。
（改正）
第10条
本規則は「小樽中央バスケットボールクラブ父母会」全会員の3分の2以上賛同の「改正議決」とクラブ代表の承認を経て改正される。